

目 次

平成21年度定期監査結果の報告（10月分）	p 2
1 総務部（人事秘書課、総務課、企画課、財政課）	
2 会計課、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会	
平成21年度定期監査結果の報告（11月分）	p 6
1 市民部（税務課、収税対策課、廃棄物対策課、市民課）	
2 大和庁舎（総務調整課、市民サービス課）	
3 三橋庁舎（総務調整課、市民サービス課）	
4 水道課	
平成21年度定期監査結果の報告（12月分）	p 9
1 建設部（建設課、国土調査課、下水道課、観光課、まちづくり課 区画整理推進室）	
平成21年度定期監査結果の報告（1月分）	p 12
1 市民部（生活環境課）	
2 教育部（学校教育課）	
3 小学校（柳河、城内、昭代第一、昭代第二、皿垣、中島、大和、矢ヶ部、垂見）	
4 中学校（柳城、昭代、三橋）	
平成21年度定期監査結果の報告（2月分）	p 16
1 保健福祉部（福祉課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室 柳光園）	
平成21年度定期監査結果の報告（3月分）	p 19
1 産業経済部（農政課、水路課、水産振興課、商工振興課、産業活性化推進室）	
2 教育部（生涯学習課、図書館、人権・同和教育推進室）	
平成21年度定期監査結果の報告（4月分）	p 22
1 消防本部	
2 議会事務局	
3 農業委員会	

柳川市監査委員告示第4号

平成21年度定期監査結果（10月分）について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

平成21年11月17日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 藤丸 富男

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
総務部	人事秘書課、総務課、企画課、財政課、安全安心課
	会計課、選挙管理委員会、公平委員会 固定資産評価審査委員会

2 監査の実施期間

平成21年10月1日から平成21年10月29日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成21年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～7及び9についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成20年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員への指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 人事秘書課

ア 19 款・諸収入の一部において市販の領収書が使用されているので、財務規則第 32 条で定める現金領収書を使用されたい。

イ 財務規則第 57 条に基づき、必要な資金を資金前渡で受けたときは、直ちに支払う場合又は特別の理由がある場合を除くほか、もよりの金融機関に預金し管理されたい。

(2) 財政課

ア 過年度分財産収入において、平成 20 年度の未収金を平成 21 年度へ繰越す際、6 月 3 日に調定決議書を起票している。財務規則第 44 条第 5 項によると、「前年度から繰り越された歳入で年度末までに収入済とならなかったものは、4 月 1 日に調定処理する」となっている。

イ 前記の財産収入・収入簿処理において、平成 20 年度の未収金を平成 21 年度に繰越す際に金額が相違しているもの、また平成 20 年度分において、消込が未処理であるものが見受けられる。

ウ 平成 21 年度分の使用料及び手数料（庁舎等使用料）で庁舎内売店、玄関前現金自動支払機、アンテナ設置分の調定がされていない。財務規則第 25 条に基づき、使用許可と同時に調定決議されたい。

(支出事務)

(1) 企画課

ア 前年度も指摘したが、旅行命令書において旅行復命欄に記載がないもの、空欄の行があるもの、出納整理期間後に集計整理されていないものがあるので適正に処理されたい。また旅行命令決裁後の取消しについては、財務規則第 167 条の規定により、朱線二線を引いて訂正し、押印されたい。

(2) 選挙管理委員会

ア 選挙費（衆議院）の役務費で切手を 50,000 円分購入しているが、郵便切手使用簿（様式第 8 号）が作成されていない。適切な管理を行われたい。

(3) 総務課

- ア 平成 20 年度の旅行命令書において、予算科目毎の残額と予算執行残額が一致しない科目がある。支出漏れ防止のためにも出納整理期間後は、突合を行い整理されたい。
- イ 地区等運営費補助金交付要綱に定められている様式第 3 号「補助金請求書」は、何の補助金を請求されているのか不明であるため、様式を改められたい。
- ウ 柳川市行政区活動助成金交付規程は、第 10 条（実績報告）で「事業実績報告書」、「決算書等」の提出を求めている。一部の決算書で判然としない収支や記載方法が見受けられたので、説明、指導等を引き続き行われたい。

(4) 安全安心課

- ア 平成 21 年 8 月 4 日付けで提出された「防犯灯設置申請書」が改正前の従前の申請書様式でなされている。柳川市防犯灯設置補助要綱については平成 21 年 4 月 1 日で改正がなされているので、適正に処理されたい。
- イ 旅行命令書に修正テープが使用されている。文字等の訂正については、財務規則第 167 条の規定により、朱線二線を引いて訂正し、押印されたい。
- ウ 公用車運転日誌に鉛筆書きのものが散見された。これらの書類については、財務規則第 169 条の規定により鉛筆等の使用が禁止されているので、適正に処理されたい。

(契約事務)

(1) 企画課

- ア 契約書中、「契約保証金」欄に「免除」等の記載となっているものがある。契約保証金については、契約事務規則第 29 条の適用号数を記載されたい。

(2) 総務課

- ア 契約書中、「契約保証金」欄に「免除」等の記載となっているものがある。契約保証金については、契約事務規則第 29 条の適用号数を記載されたい。

(3) 財政課

ア 契約書中、「契約保証金」欄に「免除」等の記載となっているものがある。契約保証金については、契約事務規則第 29 条の適用号数を記載されたい。

また、随意契約の起案書には、随意契約の理由や該当号数を記載されたい。

(財産管理事務)

(1) 財政課

ア 庁舎管理において、行政財産の目的外使用の申請及び許可を一部していないので、財務規則第 121 条第 2 項に定める手続きをとられたい。

(2) 企画課

ア 平成 20 年度で購入された物品の会計管理者への「物品出納・使用通知書」に金額の記載がない。通知書については通知する側、受領する側、適正に確認されたい。

柳川市監査委員告示第6号

平成21年度定期監査結果（11月分）について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

平成21年12月25日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 藤丸 富男

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
市民部	税務課、収税対策課、廃棄物対策課、市民課
大和庁舎	総務調整課、市民サービス課
三橋庁舎	総務調整課、市民サービス課
	水道課

2 監査の実施期間

平成21年11月1日から平成21年11月26日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成21年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～7及び9についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成20年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 市民課

ア 各種証明書発行の郵便請求に伴う小為替が整理されていない。小為替は現金と同様に取り扱う必要があるため、受入・払出しについては、日付、金額、取扱者等を記録し定期的に残高確認を行われたい。

(支出事務)

(1) 水道課

ア 水道メーターの一斉取替えに伴い物品購入伺書を作成してあるが、予定金額が7,946,400円であるのに課長により決裁されてある。「柳川市水道課事務決裁規程」第3条第1項第1号「ウ」によれば、80万円を超える物品の調達執行については課長では専決できないので、上位の者の決裁を受けられたい。また同物品の購入にあたり契約締結伺書を作成してあるが、同様に上位の者の決裁を受けられたい。

(2) 税務課

ア 平成20年度旅行命令書において、通(合)計の記載がなく予算配当残額も電算上と一致していない。

イ 単価契約した委託業務において、委託先から提出された納品書の内訳件数と請求書の内訳件数が一致していない。請求書に基づいた支出額は実績に応じて支払われたため更正を要しないが、納品書受領時には内訳等の確認を行われたい。

(3) 収税対策課

ア 平成20年度の旅行命令書において、部長及び課長の旅行の理由が「事務打合せ」となっている。旅行の目的については適切に記入されたい。

(契約事務)

(1) 水道課

ア 平成20年度「田脇地内配水管布設工事」において、同工事が最低制限価格を設けているにもかかわらず、「競争入札参加通知書」に「最低制限価格」があることが記載されていない。「柳川市建設工事等契約に係る競争入札執行要綱」第18条第3項の規定により、適正に処理されたい。

また平成20年度「筑紫橋水管橋移設に伴う仮設配水管布設工事」において、「最

低制限価格」が設けてあるが、この「最低制限価格」が「調査基準価格」を上回っている。各々の価格調査表に記入の際には注意をされたい。

イ 建設工事請負契約書の「契約保証金」の欄に記載のないものが散見される。契約保証金については、契約事務規則第 28 条及び第 29 条により適切に記載されたい。

(2) 廃棄物対策課

ア 業務請負契約書に「契約保証金」の記載のないものが散見される。契約保証金については、契約事務規則第 28 条及び第 29 条により適切に記載されたい。

(財産管理事務)

(1) 大和庁舎総務調整課

ア 庁舎管理において、行政財産の目的外使用の申請及び許可を一部していないので、財務規則第 121 条第 2 項に定める手続きをとられたい。

(2) 三橋庁舎総務調整課

ア 庁舎管理において、覚書締結のため行政財産の目的外使用の申請及び許可を一部省略しているが、財務規則第 121 条第 2 項に定める手続きをとられたい。

(事務事業)

(1) 水道課

ア 福岡県が実施する工事について、水管橋移設等に関する協議書が実施設計終了後に提出されてある。協議書については事前に提出されるよう要請されたい。

柳川市監査委員告示第7号

平成21年度定期監査結果（12月分）について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

平成22年1月25日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 藤丸 富男

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
建設部	建設課、国土調査課、下水道課、観光課 まちづくり課、区画整理推進室

2 監査の実施期間

平成21年12月1日から平成21年12月24日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成21年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～7及び9についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成20年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員 の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法 法
地方自治法施行令 施行令
柳川市財務規則 財務規則
柳川市契約事務規則 契約事務規則

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 観光課

ア 観光情報センターの自動販売機（コーヒーシステム）設置のため、行政財産使用許可証を交付しているが、使用料の算定方法が「売上に対する一定率」となっている。使用料算定方法は、公法上での収入原因となる柳川市行政財産使用料条例の別表（第3条関係）に基づき行われたい。

来年度以降、自動販売機等の使用許可に関し、柳川市行政財産使用料条例に基づく収入は「12款・使用料及び手数料」で、契約書に基づく営業使用料は「17款・諸収入」で行われたい。

別表（第3条関係）

種類	使用料の額(年額)
土地	1 電柱類を設置するため使用させる場合は、 <u>電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)別表第1</u> の例により算定した額 2 1以外の場合は、当該土地の固定資産税課税標準額相当額に100分の2を乗じて得た額と、当該使用部分に係る電気、水道、その他の共益費用の実費に相当する額とを合算して得た額
建物	使用面積に1平方メートル当たり10,000円を乗じて得た額と、当該使用部分に係る電気、水道その他共益費用の実費に相当する額とを合算して得た金額

備考 (省略)

(支出事務)

(1) 区画整理推進室

ア セメントやブロック等の代金が需用費（消耗品費）から支出されているので、原材料費から支出されたい。

(2) まちづくり課

ア 柳川市違反広告物除却推進員設置要綱に基づき、推進員に辞令が交付されている。要綱第2条では推進員の身分を「地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職」とし、第6条では「推進員の報償費は、予算の範囲内において別に定める。」とある。非常勤の者は、法第203条の2で「報酬」の支給を定めているので、要綱第6条を見直されたい。

(契約事務)

(1) 建設課

ア 柳川駅前樹木剪定業務委託を法施行令第167条の2第1項第1号(別表第5)の規定に基づき契約を締結しているが、予定価格は別表第5に掲げる「6 前各号に掲げるもの以外のもの 市町村 50万円」を超えている。

同号に基づき随意契約を行うことができるかどうかは、起工伺前に充分確認して契約事務を行われたい。

(2) 下水道課

ア 設計金額が100万円を超えている業務委託契約の起工伺が、課長にて決裁されている。事務決裁規則別表第4の規定により、上位者の決裁を受けられたい。

イ 契約金額200万円以上の業務委託契約締結の際に、総務部長の合議がないものが見受けられる。財務規則第4条の規定に基づき、200万円以上の業務委託契約締結の際は、事前に総務部長の合議を受けられたい。

(財産管理)

(1) 国土調査課

ア 道路占用許可事務において、平成21年2月24日付けで申請されたものが、平成21年7月9日付けで許可されており、許可にあたって申請が相当な期間放置されていたことになる。申請から処分については、柳川市行政手続条例第6条に定める「標準処理期間」を定める等、速やかに処理されるようにされたい。

柳川市監査委員告示第8号

平成21年度定期監査結果（1月分）について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

平成22年2月27日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 藤丸 富男

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
市民部	生活環境課
教育部	学校教育課、共同調理場

2 監査の実施期間

平成22年1月4日から平成22年1月28日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成21年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～7及び9についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成20年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 生活環境課

ア 事前に「領収印」が押された現金領収書を使用しているので改善されたい。

イ 書き損じた現金領収書（3部複写）のうち、「領収書部分」が切り取られているものがあつたので、適切に管理されたい。

(支出事務)

(1) 生活環境課

ア 平成20年度旅行命令書において、旅費の累計額が整理されていない。

(2) 学校教育課

ア 平成21年8月分旅費が不足するため、旅行命令後である9月7日に流用伝票が起票されているが、柳川市職員等の旅費に関する条例第4条第2項には、「～予算上の支出が可能である限り旅行命令等を発することができる。」とあるので、旅行命令権者は予算残額を確認し命令を出されたい。

(契約事務)

(1) 学校教育課

ア 契約金額200万円以上の業務委託契約締結の際に、総務部長の合議を受けていないものが見受けられる。財務規則第4条の規定に基づき、200万円以上の業務委託契約締結の際は、事前に総務部長の合議を受けられたい。

(事務事業)

(1) 生活環境課

ア 柳川市クリーン連合会の旅費は、同連合会の規約に「柳川市職員等旅費支給条例に準じる。」となっているが、一部において旅費の算定が準じた扱いとなっていない。クリーン連合会の所管課として、同規約に基づいた事務処理を行うよう指導されたい。

平成21年度定期監査結果（1月分）について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

平成22年1月29日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 藤丸 富男

1 監査の対象

平成21年度監査対象校	小学校	中学校
	柳河小学校	柳城中学校
	城内小学校	昭代中学校
	昭代第一小学校	三橋中学校
	昭代第二小学校	
	皿垣小学校	
	中島小学校	
	大和小学校	
	矢ヶ部小学校	
	垂見小学校	

2 監査の実施期間

平成22年1月20日から平成22年1月27日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成21年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～5についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員 の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法 法
地方自治法施行令 施行令
柳川市財務規則 財務規則
柳川市契約事務規則 契約事務規則

【個別指摘事項】

(契約事務)

(1) 契約書

物品売買契約書の契約締結日が鉛筆書きされているものがあった。財務規則第169条(鉛筆等の使用禁止)に則らねたい。(柳城中)

(財産管理事務)

(1) 備品の標識

備品シールが紙素材のため運動場・水気が多い場所の備品標識には不向きであり改善、工夫を必要とする。財務規則第138条「性質、形状により標識を付すことの適しないものは、適当な方法によりこれを表示することができる。」とあるので、学校教育課は所管課として改善策を取らねたい。

(その他)

(1) 文字の訂正

物品購入伺書に別用紙を糊付けして予定価格等の訂正を行ったり、修正液を使用している事例がみられた。文字の訂正は、財務規則第167条に基づき「朱で二線を引き、押印」にて行われたい。(大和小)

柳川市監査委員告示第9号

平成21年度定期監査結果（2月分）について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

平成22年3月30日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 藤丸 富男

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
保険福祉部	福祉課、子育て支援課、健康づくり課、 人権・同和対策室、柳光園

2 監査の実施期間

平成22年2月1日から平成22年2月25日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成21年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～7及び9についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成20年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員 の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 福祉課

ア 市福祉巡回バス広告取扱事務において、「広告の申込み及び承認」が事後処理となっている。広告取扱規程第2条では、「広告主はあらかじめ申込書に広告の見本を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない」と規定しているので、継続利用している広告主とは事前に連絡調整をとられたい。

(2) 健康づくり課

ア 水の郷くらぶ（文化サークル）が施設を利用した場合の冷暖房料が徴収されていない。柳川市総合保健福祉センター条例施行規則第7条第4項の規定によると冷暖房料及び附属設備備品使用料は減免の対象となっていないので、規則に基づき徴収されたい。

(支出事務)

(1) 健康づくり課

ア 国保健康づくり助成事業交付申請書において、鉛筆書きのものが受け付けられている。証拠書類については財務規則第169条で、「鉛筆その他その用具によりなされた表示が永続しないもの又は容易に削除することができるものを使用してはならない。」と規定しているので、確認をされ受け付けをされたい。

(契約事務)

(1) 福祉課

ア 住宅確保・就労支援事業業務委託契約の締結事務において、起案文書に随意契約の理由、予定価格の設定がない。決裁権者は契約事務規則第22条に基づき随意契約の予定価格を設定されたい。

イ 敬老祝金として商品券（柳川藩札）支給のため売買契約が締結され、代金支払後、戻入処理があっている。戻入の理由は支給対象者の減少によるものと認められるが、戻入命令書には理由が記載されておらず、また、売買契約書にも精算等の取り決めが交わされていない。契約書作成時には精算等の必要事項を記載し、手続き方法を明確にされておかれたい。

(2) 柳光園

ア 食糧費支出事前伺書に記載された支出対象者人数と、添付資料の参加予定者名簿の人数が異なっている。調書作成の際には確認をされたい。(10月16日、入園者の川下りピクニック時の昼会食代。参加者名簿の人数46人→調書の人数54人)

(3) 健康づくり課

ア 業務委託契約締結事務において、予定価格の設定がないものが見受けられるので、決裁権者は契約事務規則第22条に基づき随意契約の予定価格を設定されたい。

(事務事業)

(1) 子育て支援課

ア 平成20年度補助金交付事務において、地域子育て支援拠点事業補助金等交付決定通知書が、申請者に対して交付されないまま、所管課の文書綴りに保管されている。補助金等交付決定通知書については、申請者に対して確実に交付されたい。

柳川市監査委員告示第1号

平成21年度定期監査結果（3月分）について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

平成22年4月30日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 藤丸 富男

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
産業経済部	農政課、水路課、水産振興課、商工振興課、 産業活性化推進室
教育部	生涯学習課、図書館、人権同和教育推進室

2 監査の実施期間

平成22年3月1日から平成22年3月27日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成21年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～7及び9についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成20年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員への指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 生涯学習課

ア 三橋公民館使用料等の現金の取り扱いについて、合併前から引継いでいる現金 9,485 円が常時残されており、うち 5,000 円を公民館使用料のつり銭として使用、残りの 4,485 円を金庫に保管されている。この現金については詳細を調査の上、適切な手続きをとられたい。

イ 書き損じた現金領収書（3 部複写）のうち、「領収書部分」が切り取られているものがあつたので、適切に管理されたい。（三橋公民館、矢留うぶすな館）

(2) 図書館

ア 書き損じた現金領収書（3 部複写）のうち、「領収書部分」が切り取られているものがあつたので、適切に管理されたい。（三橋図書館）

(3) 水路課

ア 水路使用料の督促料に関しては、前年度の定期監査結果において「柳川市督促手数料及び延滞金徴収条例に基づき市税の例により徴収されたい」と指摘したところであるが、平成 21 年度においても改善がなされていない。早急に水路使用料に関する台帳等を整備されたい。

(4) 農政課

ア 15 款財産収入・土地貸付において、「ふれあい農園使用料」の納付書作成後、平成 22 年 1 月に 1,250 円の使用料を収入しているが、監査日現在において調定決議書を作成していない。財務規則第 25 条第 1 項第 3 号には、調定の時期を「随時の収入で納入の通知を発するもの 原因の発生したとき。」と定めているので、農園使用の契約締結後は、速やかに調定決議書を作成されたい。

(支出事務)

(1) 生涯学習課

ア 課長の旅行命令が課長本人で行われているので、柳川市教育委員会事務決裁規程第 3 条・別表に基づき部長の命令を受けられたい。

イ 平成 20 年度の旅行命令書において、下記のとおり不適切な処理が見られた。また、旅費額が通計として締められていないので決算額が確認できない。

- ① 旅行期日、旅行先、用件が空欄のまま決裁されている。
- ② 予算執行整理簿によると旅費を戻入されているにもかかわらず、旅行命令書には金額の訂正やその理由等の記載がない。
- ③ 正当な金額(旅費雑費 1,100 円)の旅費が予算執行されているにもかかわらず、旅行命令書には誤った金額(同 550 円)が記載されている。

(契約事務)

(1) 生涯学習課

ア 契約事務全般において、起案文書に随意契約の理由がないもの、予定価格の設定がないものが散見される。決裁権者は契約事務規則第 22 条に基づき随意契約の予定価格を設定されたい。

イ 「立花右馬助文書・安東省庵筆大友家譜」物品売買契約書が締結されているが、契約書が 2 葉にわたっているにもかかわらず、割印が押されていない。柳川市財務規則第 168 条の規定に基づき、適切な事務処理を行われたい。

(財産管理事務)

(1) 生涯学習課

ア 柳川古文書館の郵便切手使用簿は任意の様式が使用され、決裁印や取扱者印等を押印するようになっていない。柳川市文書管理規程第 26 条・様式第 8 号を使用され、適切な事務処理を行われたい。

(2) 図書館

ア 図書館会議室等使用料減免申請書において、減免の「申請理由」が記載されていないものがある。申請書受付の際は、柳川市立図書館条例施行規則第 28 条第 1 項の適用号数等が記載されているかどうかを確認されたい。

(事務事業)

(1) 水産振興課

ア 一部の平成 20 年度補助金等実績報告書の決算額において、前年度剰余金を預金利息収入に含めたり、当年度の剰余金を支出の雑費に含めて決算の調整をされているものがあつた。所管課としては実績報告書の内容について精査されるとともに、補助金の効果について検証されたい。

柳川市監査委員告示第2号

平成21年度定期監査結果（4月分）について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

平成22年5月31日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 藤丸 富男

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
消防本部	
議会事務局	
	農業委員会

2 監査の実施期間

平成22年4月1日から平成22年4月27日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成21年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～7及び9についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成20年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員への指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) **消防本部**

ア 行政財産使用料（飲料水自動販売機設置）の収入を「19 款・諸収入」の雑入で受け入れてあるが、市行政財産使用料条例の別表（建物）に基づく徴収と認められるので、「12 款 使用料及び手数料」で収入されたい。

(事務事業)

(1) **議会事務局**

ア 常任委員会会議記録の整備が不十分と思われる。柳川市議会委員会条例第 30 条に基づき、記録作成後は委員長の署名等を求め早急に整備されたい。

【各課共通事項】

(1) **現金の取り扱いについて**

ア 各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理については、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実な施錠の上の保管など、責任のある管理をなされたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。